

二川宿まちづくり協定

(目的)

第1条 この協定は、旧東海道二川宿の歴史と文化を継承し、伝統が息づく美しいまち並みをつくることにより、わたしたちがこちよく暮らすことができ、将来にわたり引き継がれる誇りのあるまちを創造することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「二川宿まちづくり協定」とする。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は、別図に示す区域とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める区域内の建築物やその他の工作物（以下「建築物等」という。）または土地（道路、公園等公共の用に供する土地を除く。）を所有もしくは管理する者の合意により締結する。

(景観形成に関する事項)

第5条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、協定区域内の景観が良好になるように努めるものとする。

- 2 協定者は、まち並み及び建築物等の意匠について、別表1または別表2に定める基準に適合するよう努めるものとする。

(住みよいまちづくりに関する事項)

第6条 協定者は、力をあわせ「ずっと暮らしたい」と感じるまちづくりに努めるものとする。

(協定にそぐわない場合の対応)

第7条 この協定にそぐわないと「二川宿」まちづくり会が判断した場合は、改善するように働きかけをおこなうものとする。

(協定の変更と廃止)

第8条 この協定の内容の変更または廃止をしようとするときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

(協定への参加)

第9条 新しく協定区域内に土地または建築物等を所有し、もしくは管理することになった者が生じた場合は、協定に加わることを「二川宿」まちづくり会が積極的に働きかけるものとする。

平成20年9月3日

「二川宿」まちづくり会

この協定は、「二川宿」まちづくり会が、住民同士の約束事として定めたものです。

※第3条の別図は、平成19年10月指定の景観形成地区の区域と同じです。

※第5条の別表1及び別表2は、本計画書の表1及び表2と同じ内容です。

大岩町東まちづくり協定

(目 的)

第1条 この協定は、旧東海道二川宿の歴史と文化を継承し、伝統が息づく美しいまち並みをつくることにより、わたしたちがこちよく暮らすことができ、将来にわたり引き継がれる誇りのあるまちを創造することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定の名称は、「大岩町東まちづくり協定」とする。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は、別図に示す区域とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める区域内の建築物やその他の工作物（以下「建築物等」という。）または土地（道路等、公共の用に供する土地を除く。）を所有もしくは管理する者の合意により締結する。

(景観形成に関する事項)

第5条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、協定区域内の景観が良好になるように努めるものとする。

- 2 協定者は、まち並み及び建築物等の意匠について、別表1または別表2に定める基準に適合するよう努めるものとする。

(住みよいまちづくりに関する事項)

第6条 協定者は、力をあわせ「ずっと暮らしたい」と感じるまちづくりに努めるものとする。

(協定にそぐわない場合の対応)

第7条 この協定にそぐわないと「大岩町東まちづくり会」が判断した場合は、改善するように働きかけをおこなうものとする。

(協定の変更と廃止)

第8条 この協定の内容の変更または廃止をしようとするときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

(協定への参加)

第9条 新しく協定区域内に土地または建築物等を所有し、もしくは管理することになった者が生じた場合は、協定に加わることを「大岩町東まちづくり会」が積極的に働きかけるものとする。

平成23年7月23日

大岩町東まちづくり会

この協定は、大岩町東まちづくり会が、住民同士の約束事として定めたものです。

※第3条の別図は、平成22年10月指定の景観形成地区の区域と同じです。

※第5条の別表1及び別表2は、本計画書の表1及び表2と同じ内容です。

大岩中まちづくり協定

(目 的)

第1条 この協定は、旧東海道二川宿の歴史と文化を継承し、伝統が息づく美しいまち並みをつくることにより、わたしたちがこちよく暮らすことができ、将来にわたり引き継がれる誇りのあるまちを創造することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定の名称は、「大岩中まちづくり協定」とする。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は、別図に示す区域とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める区域内の建築物やその他の工作物（以下「建築物等」という。）または土地（道路等、公共の用に供する土地を除く。）を所有もしくは管理する者の合意により締結する。

(景観形成に関する事項)

第5条 協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、協定区域内の景観が良好になるように努めるものとする。

- 2 協定者は、まち並み及び建築物等の意匠について、別表1または別表2に定める基準に適合するよう努めるものとする。

(住みよいまちづくりに関する事項)

第6条 協定者は、力をあわせ「ずっと暮らしたい」と感じるまちづくりに努めるものとする。

(協定にそぐわない場合の対応)

第7条 この協定にそぐわないと「大岩中まちづくり会」が判断した場合は、改善するように働きかけをおこなうものとする。

(協定の変更と廃止)

第8条 この協定の内容の変更または廃止をしようとするときは、協定者の過半数の合意によるものとする。

(協定への参加)

第9条 新しく協定区域内に土地または建築物等を所有し、もしくは管理することになった者が生じた場合は、協定に加わることを「大岩中まちづくり会」が積極的に働きかけるものとする。

平成28年4月30日

大岩中まちづくり会

この協定は、大岩中まちづくり会が、住民同士の約束事として定めたものです。

※第3条の別図は、平成27年8月指定の景観形成地区の区域と同じです。

※第5条の別表1及び別表2は、本計画書の表1及び表2と同じ内容です。